

大和川下流流域下水道外
管路管理・更新一体マネジメント
(更新支援型) 業務

実施方針

令和8年10月

大阪府

目 次

第1章	業務内容に関する事項	4
1.	業務名称	4
2.	業務目的	4
3.	公共施設等の管理者	4
4.	業務の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
5.	業務概要	5
6.	受注者の責任	6
7.	受注者の収入	6
8.	遵守すべき法令等	6
9.	業務期間終了時の措置	6
10.	プロフィットシェア	6
第2章	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1.	民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	7
2.	募集・選定の手順及びスケジュール	7
3.	入札参加資格（共通）	8
4.	入札参加資格（基本事項）	9
5.	入札参加資格（統括管理業務）	11
6.	入札参加資格（診断業務）	11
7.	入札参加資格（調査・巡視業務）	12
8.	入札参加資格（清掃・浚渫業務）	13
9.	入札参加資格（修繕工事）	13
10.	提案の審査及び落札者の選定に関する事項	14
11.	提出書類の取扱い	15
第3章	受注者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	15
1.	リスク分担の基本的な考え方	15
2.	受注者の義務等	16
3.	業務の実施状況のモニタリングに関する事項	16
第4章	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1.	疑義が生じた場合の措置	16
2.	管轄裁判所の指定	16
第5章	要求水準未達の場合の措置	16
第6章	業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1.	業務の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	17
2.	本業務の継続が困難となった場合の措置	17
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	18
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3.	その他の支援に関する事項	18

第 8 章	その他業務の実施に関し必要な事項	18
1.	情報公開及び情報提供.....	18
2.	議会の議決	18
3.	応募に関する費用負担.....	18
4.	使用言語、単位及び通貨	18
5.	問合せ先.....	18

別紙 1	リスク分担表	
------	--------	--

第1章 業務内容に関する事項

1. 業務名称

大和川下流流域下水道外 管路管理・更新一体マネジメント（更新支援型）業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

大和川下流流域下水道及び南大阪湾岸流域下水道の管路施設について、包括的な維持管理と改築・更新の効率化を目的とする。

3. 公共施設等の管理者

大阪府南部流域下水道事務所長

4. 業務の対象となる公共施設等の名称及び種類

（１）名称と種類

1）大和川下流流域下水道の管路施設

処理区名	幹線名	汚水・雨水	幹線延長（m）
今池	今井戸東除川幹線	汚水	13,750
	西除川右岸幹線	汚水	5,580
	西除川左岸幹線	汚水	8,370
	堺狭山幹線	汚水	9,240
	今井戸東除川雨水幹線	雨水	4,910
	西除川左岸雨水A幹線	雨水	3,730
	西除川右岸雨水A幹線	雨水	990
	西除川右岸雨水B幹線	雨水	1,450
	雨水放流幹線	雨水	450
大井	石川左岸幹線	汚水	10,890
	石川右岸Ⅰ幹線	汚水	8,790
	石川右岸Ⅱ幹線	汚水	7,040
	石川右岸Ⅲ幹線	汚水	370
	御陵西幹線	汚水	3,050
	河南幹線	汚水	2,960
	千早赤阪幹線	汚水	8,880
	放流幹線（Ⅰ）	汚水圧送	8,650
狭山	河内長野幹線	汚水	12,400
	天野川幹線	汚水	7,830
	連絡幹線	汚水	3,070
	放流幹線	汚水	3,210
合計			126,560

2) 南大阪湾岸流域下水道の管路施設

処理区名	幹線名	汚水・雨水	幹線延長 (m)
北部	岸和田忠岡幹線（一）	汚水	10,070
	岸和田忠岡幹線（二）	汚水	9,370
	高石泉大津幹線	汚水	8,000
	和泉泉大津幹線（一）	汚水	14,540
	和泉泉大津幹線（二）	汚水	2,760
	和泉忠岡幹線	汚水	11,100
中部	田尻泉佐野幹線	汚水	10,770
	岸和田貝塚幹線	汚水	5,640
	熊取泉佐野幹線（一）	汚水	2,820
	熊取泉佐野幹線（二）	汚水	4,780
	貝塚幹線	汚水	5,570
南部	岬阪南幹線	汚水	16,400
	泉南幹線	汚水	7,570
合計			109,390

5. 業務概要

(1) 業務の方式

本業務は、大阪府南部流域下水道事務所が所管する管路施設の維持管理に関する各種業務において、受注者である民間事業者の創意工夫を促し、効率的・効果的な維持管理が実現するように、下水道分野における包括的な官民連携事業である「水の官民連携」（管路施設）の管理・更新支援型一体マネジメント方式（レベル3.5）の枠組みに沿って実施するものである。

(2) 業務範囲

本業務の業務範囲については、以下のとおりである。

詳細については要求水準書（案）等で提示する。

(A) 統括管理業務：業務全体をマネジメントする業務

- (1) 業務計画書作成業務
- (2) 更新計画案作成業務
- (3) モニタリング関連業務
- (4) データ蓄積業務
- (5) マニュアル作成、引継ぎ業務

(B) 計画的維持管理業務：管渠やマンホール（以下、「管渠等」という。）の計画的な調査、診断・

巡視とこれらの報告

- (1) 診断業務
- (2) 調査 (※)・巡視業務

※発注者が予定している管渠の調査計画を提示する。

(C) 都度対応業務 : 管渠等の修繕工事、蓋換え、事故・住民苦情・緊急対応、清掃等

- (1) 点検業務
- (2) 清掃・浚渫業務
- (3) 修繕工事

(3) 業務期間・スケジュール (予定)

本業務の業務期間は、以下のとおりとする。

令和9年12月 (予定)	: 業務委託契約締結
業務委託契約締結日～令和10年3月31日	: 業務準備期間
令和10年4月1日～令和20年3月31日	: 業務期間

※発注者又は発注者の指定する者への業務の引継ぎは原則として本業務期間内に行うこととし、受注者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本業務が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

なお、業務終了前の令和18年度には、次期業務の検討及び準備等始める予定のため、受注者は業務情報の提供など発注者に協力すること。

6. 受注者の責任

受注者は、要求水準書 (案) 及び自らの技術提案に基づく性能水準を確保するよう、誠実に業務を実施すること。

7. 受注者の収入

受注者の収入の詳細は、入札説明書等公表時に示す。

8. 遵守すべき法令等

受注者は、本業務の実施に当たって、本業務の委託契約書及び要求水準書のほか、下水道法、その他の関係する法令、条例、規則及び規程等を遵守しなければならない。

9. 業務期間終了時の措置

受注者は、維持管理業務期間終了の12ヶ月前から引継業務期間として、次に維持管理業務を受注する者に対して引継ぎを行うものとし、発注者の指示に従い、十分な協力をしなければならない。

10. プロフィットシェア

業務開始後、新技術導入や創意工夫による効率化など、コスト縮減を伴う受注者からの提案がある場合には、プロフィットシェアが発動する。詳細は公告時、業務委託契約書 (案) 等に規定する予定である。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

発注者は、本業務の受注を希望する民間事業者を広く公募し、業務の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで受注者を選定する。

本業務は、統括管理業務、計画的維持管理業務及び都度対応業務を通じて、受注者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、受注者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、受注者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用する。

なお、本業務は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象業務であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2. 募集・選定の手順及びスケジュール

受注者の募集・選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

表4 受注者の募集・選定の手順及びスケジュール

日程（予定）		内容
令和8年度	10月2日	実施方針の公表
	10月2日～ 10月23日	実施方針に関する質問及び意見の受付
	11月13日まで	実施方針に関する質問回答
	3月中旬	入札公告等の公表
令和9年度	4月上旬	入札説明書等に関する質問締切
	4月下旬	入札説明書等に関する質問回答
	5月中旬	入札参加申込書、資格審査資料の提出
	5月中旬	技術提案書作成要領に関する質問締切
	6月上旬	技術提案書作成要領に関する質問回答
	6月下旬	技術提案書の提出
		技術提案書ヒアリング（必要に応じて）
	10月上旬	技術提案の採否項目の通知
	10月中旬	要求水準書、契約書等に関する質問締切
	11月上旬	要求水準書、契約書等に関する質問回答
	11月中旬	入札書の受付

日程（予定）		内容
	1 2 月上旬	落札者の選定・公表
	1 2 月下旬	業務委託契約の締結
令和 1 0 年度	4 月 1 日	業務開始

3. 実施方針に関する質問又は意見の受付と実施方針の変更

（１） 実施方針に関する質問又は意見の受付

実施方針に関する質問又は意見の受付を以下のとおり行う。

① 受付期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）～10 月 23 日（金）17 時 00 分

② 受付方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。

③ 質問及び意見の様式

質問及び意見について、様式 1 の書式（MS-Excel により作成）を用いて、と記述し、電子メールの添付ファイルとして、電子メール件名には、【南部下水の案件】〇〇について、と記述のうえ、下記アドレス宛に送信すること。なお、電子メール送信後、下記問合せ先に電話で着信確認を行なうこと。

④ 質問及び意見の送付先アドレス

gesuido-ppp@gbox.pref.osaka.lg.jp

⑤ 電子メール到着確認に関する問合せ先

大阪府都市整備部 下水道室 事業課 維持管理グループ

電話 06-6941-6546

（２） 質問及び意見への回答

上記（１）により受け付けた質問及び意見に対する回答は、令和 8 年 11 月 13 日（金）までに、大阪府ホームページにおいて公表する。

（３） 実施方針の変更

発注者は、実施方針公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、入札公告までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。なお、変更した場合は速やかに大阪府ホームページにおいて公表する。

4. 入札参加資格（共通）

入札参加者は、「大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿」又は「大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿」に登録していること。以下の（１）～（３）の項目をすべて満たしていること。

(1) 入札参加者の構成

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、本業務を実施する単独企業又は複数企業により構成されるものとする。
- ② 入札参加者が複数企業の場合は、異業種共同企業体（以下、「JV」という。）を設立したうえで参加申込を行うこと。なお、JVの形態については、乙型とする。
- ③ 入札参加者は、複数企業で構成される場合には、構成企業の中の1者を当該入札参加者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。
- ④ 入札参加者を構成する構成企業は、参加申込書において、企業名及び携わる業務を明記するものとする。
- ⑤ 入札参加者を構成する構成企業は、他の入札参加者を構成する構成企業となることはできない。
- ⑥ 入札参加者を構成する構成企業の変更について、参加申込書受付以降は原則として認めない。但し、入札参加資格確認基準日以降、事業契約締結までの間、やむを得ない事情が生じた場合、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の企業については、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。
- ⑦ JVの組成にあたり、業務期間中の構成企業の変更は原則として認めないが、構成企業の出資比率については、発注者の承諾を得たうえで、変更を認めるものとする。また、出資比率変更に伴う代表企業の変更についても、発注者の承諾を得た上で認めるものとする。

(2) 関係会社の参加制限

本業務のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連する者（※）は本件入札に参加することはできない。

なお、本業務のアドバイザー業務に関わっている法人は、以下に示すとおりである。

- ・有限責任監査法人トーマツ
- ・クリアウォーターOSAKA株式会社

（※）上記①の要件に係る資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次のア、イのいずれかに該当するものとする。

- ア 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きんで株式を有し又は出資している者を含む。
- イ 入札参加者を構成する構成企業の代表権を有する役員が本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該構成企業。

5. 入札参加資格(基本事項)

入札参加者は下記項目をすべて満たしていること

(1) 入札参加者の構成が単体の場合

次の条件をすべて満たすこと。また、登録業種は次のとおりとする。

- ①大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿のうち、「建設コンサルタント（下水道）」の登録をされている者又は国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録をされている者であること。
- ②大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「土木施設管理一下水管・雨水管調査（種目コード180）」に登録をされている者であること。
- ③大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「廃棄物処理（収集・運搬）（種目コード061）」に登録されている者であること。
- ④建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 入札参加者の構成が異業種共同企業体の場合

異業種共同企業体の結成に当たっては、次の条件をすべて満たすこと。

- ① 構成員は、単体企業であること。
- ② 構成員は、本業務の入札に単体企業として参加する者ではないこと。
- ③ 構成員は、本業務に他の異業種共同企業体の構成員として参加する者ではないこと。
- ④ 経営形態は、分担施工方式によるものであること。
- ⑤ 構成員のうち、統括管理業務を担当する企業を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。
- ⑥ 登録業種は次のとおりとする。

1) 建設コンサルタント業務を担当する者

大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿のうち、「建設コンサルタント（下水道）」の登録をされている者又は国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録をされている者であること。

2) 委託役務業務を担当する者

(ア) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「土木施設管理一下水管・雨水管調査（種目コード180）」に登録をされている者であること。

(イ) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「廃棄物処理（収集・運搬）（種目コード061）」に登録されている者であること。

3) 建設工事を担当する者

建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 配置技術者

配置技術者のうち、統括管理業務を担当する管理技術者を総括責任者とする。総括責任者は本業務の実施にあたり、業務全体を総括するとともに、発注者の監督職員との調整窓口となること。

6. 入札参加資格(統括管理業務)

(1) 登録業種

建設コンサルタント業務 若しくは 委託役務業務

(2) 入札参加登録

①大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿のうち「建設コンサルタント(下水道)」に登録されていること。又は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録を受けていること。

若しくは、

②大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「土木施設管理一下水管・雨水管調査(種目コード180)」に登録をされている者であること。

(3) 業務実績等

平成28年4月1日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす業務において、業務実績を有する者であること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、本件で求めている業務実績と同一の業務を担当した場合に限る。

下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく排水管又は排水渠の包括管理業務(※)

(※) ①建設コンサルタント業務(点検・修繕計画策定、調査診断、修繕・改築設計のいずれか)、②委託役務業務(巡視、点検、清掃のいずれか)、③建設工事(修繕工事、改築工事のいずれか)を包括的に実施する民間委託業務であり、①、②、③のそれぞれを含む業務とする。

(4) 配置技術者

統括管理業務担当企業と入札参加申請時において直接的な雇用関係(※)にある以下の①～④のいずれかの要件を満たす技術者を統括管理業務管理技術者として配置できること。

①技術士(上下水道部門(選択科目が「下水道」に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目が「上下水道一下水道」に限る。))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

②シビルコンサルティングマネージャ[RCCM](登録部門が「下水道」に限る。)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

③建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)により技術管理者として国土交通大臣に認定された者(登録部門が「下水道」に限る。)

④下水道管路管理総合技士若しくは主任技士の資格を有する者

(※) 直接的な雇用関係とは、管理技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。以下、同じ。

7. 入札参加資格(診断業務)

(1) 登録業種

建設コンサルタント業務

(2) 入札参加登録

- ①大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿のうち「建設コンサルタント（下水道）」に登録されていること。又は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録を受けていること。

(3) 業務実績等

平成28年4月1日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす業務において、業務実績を有する者であること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、本件で求めている業務実績と同一の業務を担当した場合に限る。

- 内径800mm以上の下水道法に基づく排水管又は排水渠のテレビカメラによる診断業務。

(4) 配置技術者

診断業務担当企業と入札参加申請時において直接的な雇用関係にある以下の①～④のいずれかの要件を満たす技術者を診断業務管理技術者として配置できること。

- ①技術士（上下水道部門（選択科目が「下水道」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目が「上下水道－下水道」に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
②シビルコンサルティングマネージャ[RCCM]（登録部門が「下水道」に限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
③建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（登録部門が「下水道」に限る。）
④下水道管路管理総合技士若しくは主任技士の資格を有する者

8. 入札参加資格(調査・巡視業務)

(1) 登録業種

役務委託業務

(2) 入札参加登録

- ①大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「土木施設管理－下水管・雨水管調査（種目コード180）」に登録をされている者であること。

(3) 履行実績等

平成28年4月1日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす業務において、業務実績を有する者であること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、本件で求めている業務実績と同一の業務を担当した場合に限る。

- 内径800mm以上の下水道法に基づく排水管又は排水渠のテレビカメラによる診断業務。

(4) 配置技術者

調査・巡視業務担当企業と入札参加申請時において直接的な雇用関係にある以下の①～④のいずれかの要件を満たす技術者を調査・巡視業務管理技術者として配置できること。

- ①技術士（上下水道部門（選択科目が「下水道」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目が「上下水道－下水道」に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

- ②シビルコンサルティングマネージャ[RCCM]（登録部門が「下水道」に限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ③建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（登録部門が「下水道」に限る。）
- ④下水道管路管理総合技士若しくは主任技士の資格を有する者

9. 入札参加資格(清掃・浚渫業務)

(1) 登録業種

役務委託業務

(2) 入札参加登録

- ①大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「廃棄物処理（収集・運搬）（種目コード061）」に登録をされている者であること。

(3) 履行実績等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業について、次の(ア)から(ウ)を満たす許可を有するものであること。

- ①積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の産業廃棄物収集運搬業の許可
- ②上記①の許可証において、廃掃法第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること
- 汚泥
- ③公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者として加入していること。

※政令市長とは、廃掃法施行令第27条第1項に規定する市長のことをいう。

(4) 配置技術者

清掃・浚渫業務担当企業と入札参加申請時において直接的な雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。

10. 入札参加資格(修繕工事)

(1) 登録業種

建設工事

(2) 入札参加登録

「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 施工実績等

①建設業許可

「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

②経営事項審査点数

土木一式工事について、経営事項審査の審査基準日が入札公告時に示す日以後の日であること。

③施工実績等：

平成 28 年 4 月 1 日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす工事を履行した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。

- 内径 800 mm 以上の下水道法に基づく排水管又は排水渠内において、止水を目的としたコンクリート構造物の補修工事又は管きょ更生工法による工事。

(4) 配置技術者

修繕工事担当企業と入札参加申請時において直接的な雇用関係にある「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、監理技術者資格証を有する監理技術者を配置できること。

※建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）を配置する場合は、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。

1 1. 提案の審査及び落札者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、発注者は、公平性及び透明性を確保することを目的として、学識経験者等の外部委員を含む「大阪府流域下水道施設整備運営事業者選定評価委員会」（以下「事業者選定評価委員会」という。）を設置する。

発注者は、事業者選定評価委員会から提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された技術提案書の審査等について意見聴取を行う。事業者選定評価委員会の意見を受けて発注者が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。

また、発注者は、事業者選定評価委員会の意見を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 審査手順

審査は、資格審査と技術提案審査の 2 段階で実施する。

① 資格審査

入札参加申込書とあわせて入札参加者から提出された資格審査書類をもとに、発注者は入札説明書等で示した入札参加者の資格についての確認審査を行う。

なお、資格審査にかかる様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

② 技術提案審査

発注者において、入札参加者により提出された技術提案書について、提案内容の審査及び評価を行い、事業者選定評価委員会での意見等を踏まえ、技術提案に係る評価点を決定す

る。

審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示す。また、技術評価項目及び技術評価項目にかかる技術提案書様式等の詳細についても、入札説明書等において示す。

(3) 落札者の選定

事業者選定評価委員会は、入札参加者からの技術提案に係る評価点及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として選定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

発注者は、事業者選定評価委員会の意見を聴き、発注者が落札者を選定した後、大阪府のホームページにより速やかに公表する。公表する項目は、最終順位と評価点数とする。ただし、落札者以外の入札参加者名は公表しない。

(5) 落札者を選定しない場合

事業者の募集、審査、評価及び選定の一連の手続きにおいて、入札参加者が無い等の理由により、本業務を民間委託業務として実施することが適当でないと発注者が判断した場合には、落札者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

12. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、発注者が本業務の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で利用できる。また、受注者以外の提案については本業務の公表以外の目的には使用しない。

なお、公表に当たっては、事前に入札参加者に確認、協議し、同意を得るものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

(3) その他

なお、落札者以外の者が提出した技術提案書は、落札者決定後に受取りを希望する者に返却する。受け取りを希望しない者の技術提案書は発注者が速やかに廃棄処分する。

第3章 受注者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リ

スクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本業務での対象管路の維持管理上の責任は、原則として受注者が負うものとする。

ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負う。予想される主たるリスク及び発注者と受注者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、本業務の契約書に提示する。

なお、本業務の契約書の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は契約書に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠意をもって協議し、リスク分担を決定するものとする。

2. 受注者の義務等

受注者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本業務での対象施設の機能が十分発揮でき、支障なくサービスが提供できるように、対象管路の維持管理を行う義務を負うこととなる。なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本業務において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

3. 業務の実施状況のモニタリングに関する事項

発注者は、受注者が本業務の契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するために、統括管理業務、計画的維持管理業務ならびに都度対応業務の監視・確認（以下「モニタリング」という。）を行う。受注者は、発注者のモニタリングに協力しなければならない。なお、項目については要求水準書（案）に示す。

第4章 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と受注者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

本業務の契約に関するに関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第5章 要求水準未達の場合の措置

本業務について要求未達が発生した場合は、要求水準未達の場合の措置を行う。詳細は要求水準書（案）に示す

第6章 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 業務の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本業務の継続が困難となる事由が発生した場合は、本業務の契約書に定める事由ごとに、発注者又は受注者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 本業務の継続が困難となった場合の措置

上記1. の措置を講じたにもかかわらず、本業務の継続が困難となった場合は、本業務の契約書に定めるところに従い、本業務を終了するものとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

- ① 受注者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他業務委託契約で定める受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、発注者は受注者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、受注者が当該期間内に改善することができなかった場合は、発注者は本業務の契約を解除することができるものとする。
- ② 受注者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により本業務の契約に基づく本業務の継続的履行が困難と認められる場合は、発注者は本業務の契約を書面の通知により解除することができるものとする。
- ③ 上記①及び②の規定により発注者が本業務の契約を解除した場合は、本業務の契約書に定めるところに従い、発注者は受注者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

- ① 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本業務の継続が困難となった場合は、受注者は本業務の契約を書面の通知により解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により受注者が本業務の契約を解除した場合は、本業務の契約書に定めるところに従い、受注者は発注者に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本業務の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となった場合は、発注者と受注者は、業務継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が整わないときは、発注者は、事前に書面により相手方に通知することにより、本業務の契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により発注者が本業務の契約を解除した場合の措置は、本業務の契約書に定めるところに従うものとする。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

受注者が本業務を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

受注者が本業務を実施するにあたり、交付金等財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、発注者はこれらの支援を受注者が受けることができるように協力するものとする。なお、受注者は、発注者が行う交付金申請業務に協力するとともに、会計実地検査等への対応にも協力すること。

3. その他の支援に関する事項

発注者は、受注者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、発注者は必要に応じて協力する。

第8章 その他業務の実施に関し必要な事項

1. 情報公開及び情報提供

本業務に関する情報提供は、大阪府ホームページ等を通じて適宜行う。

2. 議会の議決

本件入札の執行は入札の対象となる委託費に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。

3. 応募に関する費用負担

本業務への入札参加に係る費用は全て入札参加者の負担とする。

4. 使用言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位はSI単位、及び通貨は円とする。

5. 問合せ先

〒597-0095 大阪府貝塚市港25番地

大阪府 都市整備部 南部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ

電話 072-438-7406

メールアドレス nambugesui-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

リスク分担表

分類	リスクの種類	リスクの内容	本府 (発注 者)	受注者
共通	契約締結リスク	本府(委託者)の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要するもの		○
	税制変更リスク	法人税の変更及び受託者の利益に課せられる税等 広く一般的に適用されるもの		○
		消費税の変更及び新税設立等に関するもの	○	
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題		○
		受託者以外が行う業務に起因する環境問題	○	
	第三者賠償リスク	要求水準書等に従って本業務を履行しても避ける ことができないもの	○	
		受託者の業務履行上の過失により損害を及ぼす通 常の不法行為によるもの		○
		施設の維持管理及び修繕等、業務履行の不備・未 達によるもの		○
		上記以外のもの（本府(委託者)の責に起因する事 故等）	○	
	不可抗力リスク	災害、天災、人為災害等による中断・延期	○	
	債務不履行リスク	受託者の債務不履行による業務の中断・放棄、サ ービス水準の低下等		○
		本府(委託者)による債務不履行	○	
	契約条件変更リス ク	本府(委託者)の提示条件、指示及び判断の不備に よる業務条件変更	○	
		上記以外のもの(受託者の業務内容・用途変更等)		○
	契約費用増加リス ク	本府(委託者)の計画、設計条件の変更により契約 に必要な費用が増加するもの	○	
		上記以外のもの		○
	技術革新リスク	受託者の業務遂行上で、新しい技術の採用によっ て追加費用が発生する場合		○
	利用者対応リスク	本業務の履行に係る下水道使用者からの苦情及び トラブル		○

分類	リスクの種類	リスクの内容	本府 (発注者)	受注者
共通	業務終了時の延長 リスク	受託者の責による事象によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令等の変更	○	
		本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	住民問題リスク	本業務を実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	国交付金リスク	受注者の各種手続き等に係る不備等による予定していた交付金額の未交付又は交付遅延等		○
		上記以外のもの	○	
	物価・金利変動リスク	委託期間中のインフレ・デフレ	○	△※1
維持管理	施設の契約不適合 リスク	修繕後の施設・管路に契約不適合が見つかった場合	○	△※2
		未調査等による状況把握が困難な範囲における既存施設の契約不適合	○	
		上記以外の既存施設の契約不適合	※3	○
	施設損傷リスク	受託者の責（帰責事由）に起因するもの		○
		本府（委託者）の責（帰責事由）に起因するもの	○	
	施設に関する突発 修繕費増大リスク	受託者の責による修繕費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	管路の計画的な調査 リスク	管路の調査を府の提示とおりに計画して実施する場合（令和10年度から令和14年度まで）	○	
		上記以外の場合		○

※上記以外のリスク分担については、協議のうえ定めるものとする。

※1 物価変動については、原則本府(発注者)負担とし、一定の変動範囲内は受注者の負担とする。

※2 契約不適合期間については、受注者負担とし、以降については本府(発注者)負担とする。

※3 適正な管理状態にある場合は、受注者にリスク分担を求めない。